

## 宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金交付要綱

宮崎のさなかビジネス拡大協議会

(趣 旨)

第1条 宮崎のさかなビジネス拡大協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関・団体との密接な連携のもと、県産水産物の消費拡大と県内水産関連産業の活性化等を図るため、県内水産業一次及び二次生産者らが実施する県内水産物を使用したマーケットニーズに対応した新商品の開発や販売促進のためのプロモーション活動、地産地消などの本県魚ビジネスを強化・拡大する取組を支援することとし、予算の範囲内で、協議会長が適当と認めた団体に対し助成金を交付するものとする。

(助成対象事業、対象経費、助成率)

第2条 前条の助成金の交付対象となる助成対象事業、対象経費、助成率は、以下のとおりとする。

事業の内容	事業対象者、対象経費、助成率、助成額
1 マーケティング力強化の支援	【対象者】 漁業者、水産加工業者、漁協、県漁連、県ブランド認証品の生産者、水産物取扱業者及びこれらが参画するグループ 【対象経費】 ①新商品開発費、PR販売促進資材の作成費 等 ②外部評価活動費 等 【助成率】 1/2以内 【助成額】 ①上限20万円 ②上限30万円
2 地産地消・食育活動支援	【対象者】 漁業者または漁業関係団体及び水産加工業者が参画するグループ 【対象経費】 原材料費 等 【助成率】 定額 【助成額】 1取組につき上限5万円×5件程度

(事業計画書に添付すべき書類)

第3条 前条の事業を実施しようとする者は別途定める様式に基づき次の書類を協議会長に提出しなければならない。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書

2 協議会長は前項の書類を受理した場合は、予算の範囲内で協議会の委員会の協議に基づき、事業の申請者に交付決定を通知するものとする。

(助成金の請求等)

第4条 申請者が交付決定の通知を受けた場合は、別記様式により協議会長に助成金の交付を請求するものとする。

2 協議会長は助成金の請求があった場合には、速やかに概算払いにより交付するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第5条 承認された事業計画の実施にあたっては、事業の目的及び合理的で計画的な執行を尊重して実施するものとする。

なお、事業種類の経費の変更については、事業の種類間における30%以内の経費配分変更の範囲とする。

(実地調査等)

第6条 協議会長は必要に応じて助成事業等の遂行状況を実地に調査し、または遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 事業実績報告は助成事業実施報告書に次の書類を添付して、事業の完了の日から起算して30日を経過した日または助成金の交付のあった年度の3月20日のいずれか早い日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (4) 事業実施を証するに足りる写真
- (5) その他協議会長が指示する資料

(書類の保管)

第8条 助成金の交付を受けた団体等は、この助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類を整備の上、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第9条 この規則により協議会長に提出する書類の部数は2部とし、その様式は別記に定めるほか、協議会長が指示する様式とする。

付 則

この要綱は平成26年 8月15日から施行する。  
この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

別記様式1（第3条1項及び第7条関係）※マーケットニーズに対応した商品開発支援

宮崎のさかなビジネス拡大協議会

会 長 宇戸田 定信 殿

平成 年 月 日

住 所  
名 称

印

平成 年度宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容

マーケットニーズに対応した新商品の開発支援

3 事業計画

(1) マーケットニーズ

※商品開発に至ったまでのマーケットニーズの内容を数値、バイヤーの意見などを  
交え詳しく記載すること

(2) (1) のマーケットニーズに基づいた新商品の内容

(3) 実施スケジュール

4 期待される効果



別記様式2（第3条1項及び第7条関係）

収 支 予 算（決 算） 書

1 収入の部

【単 位：円】

区 分	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
助 成 金					
市町補助金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

【単 位：円】

区 分	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1)					
(2)					
(3)					
合 計					

平成 年 月 日

殿

宮崎のさかなビジネス拡大協議会

会長 宇戸田 定信 印

平成 年度宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金  
の交付決定について

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記事業については、宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金交付要綱第3条第2項の規定により次のとおり交付することに決定されましたので、同条同項により通知します。

記

(1) 助成金の決定額

\_\_\_\_\_円

(2) 助成金の決定内容

平成 年 月 日付けで交付申請のあった事業計画書のとおり

(3) 交付決定に付する条件

- ① 宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金交付要綱に基づき実施すること。
- ② その他協議会長の指示に基づき実施すること。

別記様式4（第4条1項関係）

平成 年 月 日

宮崎のさかなビジネス拡大協議会

会 長 宇戸田 定信 殿

住 所  
名 称

印

平成 年度宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金  
の交付請求について

平成 年 月 日付けで交付決定のあった標記事業助成金を下記のとおり  
請求します。

記

- 1 平成 年度助成金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 振込先口座

金融機関名	
口座の種類	普通（総合） 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

別記様式5（第4条2項関係）

平成 年 月 日

宮崎のさかなビジネス拡大協議会

会 長 宇戸田 定信 殿

住 所  
名 称

印

平成 年度宮崎のさかなビジネス拡大支援事業助成金  
の領収について

平成 年 月 日付で交付決定のあった標記事業助成金を下記のとおり  
領収しました。

記

平成 年度助成金 \_\_\_\_\_ 円